

1 保険の対象

(1) 兵庫県が設置又は管理を行っている道路法上の道路の区域及び兵庫県が指定した施設において発生する事故のうち、兵庫県の設置又は管理に瑕疵があると判断される事故全般

(2) 管理道路の延長等

- | | |
|------------|----------|
| ① 道路延長 | 4, 770km |
| ② 改良率 | 82.8% |
| ③ 舗装率 | 95.4% |
| ④ 自動車交通不能率 | 2.3% |

(3) 指定する施設

ア 昇降機

設置場所	① ゆうあい歩道橋 一般県道昭和東本町線 (尼崎市東大物町1丁目)	② 東二見横断歩道橋 一般県道明石高砂線 (明石市二見町東二見)
設置内容	エレベーター 2基 (11人乗り、車椅子対応) エスカレーター 上り・下り各1基 (有効幅80cm)	エレベーター 1基 (15人乗り、車椅子対応)
運転時間	午前6時45分～午後9時45分	終日 (24時間) 運転

イ 加古川河川敷マラソンコース

道路延長(舗装済) 22km

2 保険内容

(1) てん補限度額

ア 対人賠償 1人5,000万円・1事故3億円

イ 対物賠償 1事故1,000万円

(2) 免責金額

対人賠償、対物賠償ともになし

(3) 保険期間

2026(令和8)年4月8日午後4時から2027(令和9)年4月8日午後4時まで 1年間

3 事務の分担

(1) 事故発生後の被害者等との過失割合を含めた示談に係る対応方針の決定及び事務は、本県が行うものとする。

ただし、賠償内容等については、事前に保険会社と協議を行う。

(2) 保険会社は、本県の要請により、また、独自の判断により事故に係る調査を実施することができるものとする。

(3) 保険会社は、必要に応じて、兵庫県に事故に係る資料の提供を求めることができる。

(4) 兵庫県は、道路の管理について、県内の土木事務所等にパトロール車を配置し、パトロールを実施するなど設置管理に係る瑕疵の防止及び道路の保全に努める。

昇降機については、監視員を置き、モニター監視を実施する。

マラソンコースについては、一般車両の通行等を認めない。

4 参考

年 度	示談件数	示談金額
平成27年度	18件	2,902,313円
平成28年度	18件	6,299,406円
平成29年度	21件	6,135,805円
平成30年度	43件	6,030,878円
令和元年度	12件	1,306,937円
令和2年度	25件	5,739,762円
令和3年度	32件	40,267,258円
令和4年度	23件	10,068,362円
令和5年度	22件	7,412,504円
令和6年度	34件	8,205,684円
令和7年度(見込み)	35件	23,929,370円